# 利用許諾条項（外国映画上映）

（総則）

第1条　一般社団法人日本音楽著作権協会（以下「甲」という。）と申込書を甲に提出した者（以下「乙」という。）との間の、乙が配給する外国映画を上映する映画館における管理著作物の上映利用に関する利用許諾契約（以下「本契約」という。）は、本利用許諾条項（本契約の内容とすることを目的として甲が準備したこの利用許諾条項をいう。以下同じ。）を内容とします。

（定義）

第2条　本契約において「管理著作物」とは、甲が上映に係る著作権を管理する音楽著作物をいいます。

2　本契約において「申込書」とは、甲所定の書式による映画上映利用申込書（電磁的な方法によるものを含む。）をいいます。

3　本契約において「外国映画」とは、外国で製作された映画をいいます。

4　本契約において「上映」とは、国内において外国映画を公に映写することに伴って当該外国映画において固定されている音を再生することをいいます。

5　本契約において「本映画」とは、乙が配給する外国映画であって、申込書に記載されたものをいいます。

6　本契約において「楽曲明細」とは、本映画に利用された管理著作物に関する、申込書所定の情報をいいます。

（利用許諾）

第3条　甲は、乙が本利用許諾条項の定めを遵守することを条件として、乙に対し、本映画を上映する映画館における管理著作物の上映を、申込書記載の範囲内において許諾します。

2　前項の許諾は、いかなる意味においても管理著作物に係る権利の譲渡を一切含みません。

（申込書及び楽曲明細の提出）

第4条　乙は、本映画の封切日の前日までに、本映画に係る申込書を甲に提出するものとします。この場合において、甲は、申込書の受領後、乙に対し、利用許諾書及び請求書（電磁的な方法によるものを含む。）を発行します。

2　乙の都合により、申込書に記載した内容を変更する場合は、遅滞なく変更する内容を書面により甲に報告し、甲の承諾を得なければなりません。

3　乙が、第1項に規定する申込書の提出の際に、楽曲明細の申込書への記載が出来ない場合には、楽曲明細以外について記載した申込書を提出するものとします。この場合において、甲は、申込書の受領後、乙に対し、許諾番号を発行します。

4　乙は、前項の規定により許諾番号の発行を受けた後、本映画の封切後甲の指定する期日（以下「明細提出期日」という。）までに、楽曲明細を記載した書面（電磁的な方法によるものを含む。）を甲に提出するものとします。楽曲明細の提出の有無にかかわらず、明細提出期日経過後、甲は、乙に対し、利用許諾書及び請求書を発行します。

（本契約に係る申込みの取消し）

第5条　本映画の公開の中止その他の理由による本契約の申込み自体の取消しは、取消事由の発生後、乙が直ちにその理由を付した書面をもって通知し、甲がこれを承諾したときに限り認められます。

（使用料の支払義務）

第6条　甲は、第3条第1項による利用許諾に係る著作物使用料を、甲の使用料規程第2章第3節映画2上映⑶①及び別紙「外国映画上映使用料の取扱い（抜粋）」（以下「別紙取扱」という。）の規定に従い算出し、これに基づき第4条第1項及び第4項に規定する請求書を乙に発行します。

2　第4条第3項により許諾番号の発行を受けた乙が、明細提出期日までに楽曲明細を甲に提出しない場合、前項の規定にかかわらず、甲は、別紙取扱1⑵表1に定める各区分の使用料額を、本映画に係る著作物使用料とみなし、第4条第4項に規定する請求書を発行します。

3　明細書提出期日後に乙から楽曲明細が提出された場合であって、使用料規程第2章第3節映画2上映⑶①により算出した著作物使用料が、前項の規定により算出した著作物使用料より低額であった場合でも、甲は乙に対し、差額の返金を行いません。

4　甲が使用料規程又は別紙取扱を変更したとき、又は法律の改正により消費税率が変更されたときは、甲は、その変更に基づき著作物使用料を算出します。

5　乙は、甲に対し、請求書記載の著作物使用料を、請求書記載の発行日から30日以内（甲が請求書において支払期限を指定する場合は、その指定した日まで。）に、甲の事務所に持参、送金又は甲が別途認める方法により支払わなければなりません。その支払費用は、乙の負担とします。

（前受使用料）

第7条　甲は、本利用許諾条項に定める乙の義務の確実な履行を担保するために必要と判断したときは、乙に対し、申込書の記載内容に基づき甲が算出した概算使用料（以下「前受使用料」という。）を申込書の提出と同時に甲に支払うことを、第3条第1項の許諾の条件とします。

2　甲は、前項の前受使用料を第6条第5項に規定する使用料に充当します。この場合において、過払額が生じたときは、甲は、乙に対し、利息を付さずに当該過払額を返還するものとします。また、不足額が生じたときは、乙は、甲に対し、当該不足額をその請求書記載の発行日から30日以内（甲が請求書において支払期限を指定する場合は、その指定した日まで。）に甲の事務所に持参、送金又は甲が別途認める方法により支払うものとします。その支払費用は、乙の負担とします。

（遅延損害金等）

第8条　乙が第6条の規定に違反して使用料の支払を遅滞したときは、乙は、甲に対し、支払期限の翌日から完済に至るまでの日数に応じ、当該使用料のほかに年率14.6％（1年を365日とする日割計算）相当額を遅延損害金として支払わなければなりません。

2　乙の本契約違反により第三者に損害が生じたときは、乙がその責任を負わなければなりません。

（法令の遵守）

第9条　乙は、管理著作物の利用に当たり、著作者の意に反して管理著作物を変更、切除、その他の改変を加えること、著作者の名誉又は声望を害する方法により管理著作物を利用することなどによって、著作者人格権を侵害してはなりません。

2　乙は、本契約の成立に当たっては、前項のほか関連する法令を遵守しなければなりません。

（利用状況等調査の便宜供与義務）

第10条　甲の職員又は甲の指定する者が管理著作物の利用状況等の調査のため、証憑書類等の閲覧を求めたときは、乙はこれに同意し、必要な便宜を与えなければなりません。

2　甲は、本利用許諾に基づき乙等から開示を受けた情報を秘密として扱い、第三者に開示又は漏洩しないものとします。

（許諾の取消し）

第11条　甲は、本映画の封切り前に、乙が本契約に違反したとき、又は違反するおそれがあると甲が合理的に判断したときは、乙に対し、催告することなく直ちに書面により第3条第1項の利用許諾を取り消すことができるものとします。

（期限の利益の喪失）

第12条　乙は、次の各号のいずれかに該当したときは、何らの通知・催告がなくても、期限の利益を失い、本契約に基づいて甲に対して負担する一切の債務を直ちに履行しなければなりません。

⑴手形・小切手を不渡りにし、租税滞納処分を受け、又は仮差押・仮処分・強制執行等の申立て、若しくは破産・民事再生・会社更生手続開始等の申立てがあったとき。

⑵営業を廃止し、又は合併によらないで解散したとき。

⑶その他財産状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当な事由があるとき。

2　本契約が解除により終了したときは、乙は、期限の利益を失い、第6条の規定にかかわらず、甲に対し、残余の支払債務を直ちに履行しなければなりません。

（契約の解除）

第13条　甲は、乙が前条第1項各号のいずれかに該当したときは、何らの通知・催告がなくても、直ちに本契約の全部又は一部を解除することができるものとします。この解除は、甲が被った損害につき乙に賠償請求することを妨げないものとします。

2　乙が本契約に規定する義務に違反したとき（申込書の内容が事実と異なることが判明したときを含む。）は、甲は10日間の猶予期間を付した書面によりその是正又は履行を催告し、乙がその期間内に是正又は履行しなかったときは、本契約を解除することができるものとします。ただし、民法第95条及び96条の適用を妨げないものとします。

3　民法第542条第1項各号に掲げる場合には、甲は、前項の催告をすることなく、直ちに本契約の全部を解除することができるものとし、同条第2項各号に掲げる場合には、甲は、前項の催告をすることなく、直ちに本契約の一部を解除することができるものとします。

（契約解除等の効果）

第14条　本契約が解除その他理由の如何を問わず終了したときは、乙は、管理著作物の利用を直ちに中止しなければなりません。

2　前項の規定により、本契約が終了したにもかかわらず、乙が管理著作物の利用を継続したときは、乙は、使用料相当損害金（損害賠償金又は不当利得金）を支払わなければなりません。

（個人情報の利用目的）

第15条　甲が取得した乙の個人情報は、次に掲げる目的のために必要な範囲以外では利用しないものとします。

⑴音楽著作物の著作権管理事業における利用許諾業務、著作物使用料徴収業務、著作物使用料・私的録音録画補償金等分配業務、調査研究及び刊行物の送付その他の広報

⑵音楽文化の振興及び著作権思想の普及に関する事業における企画の検討・実施、調査研究及び広報

2　乙は、甲が、前項各号の目的の達成のために必要な範囲で、個人情報を第三者に提供することに同意するものとします。

（権利義務及び契約上の地位の譲渡禁止）

第16条　乙は、本契約に基づく一切の権利義務又は契約上の地位を、甲からの事前の書面による承諾なく第三者に譲渡若しくは移転し、又は担保に供してはなりません。

（合意管轄）

第17条　本契約に関する一切の紛争（裁判所の調停手続を含む。）については、甲の本部の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

（2020.4）

外国映画上映使用料の取扱い（抜粋）

１ 上映規定⑶①（使用料規程第2章第3節映画2上映⑶①）に基づき配給事業者にお支払いいただく外国映画上映使用料の取扱い

⑴ まず、上映規定⑶①のとおりに使用料（規定額）を算出します。
⑵ 前記⑴で算出した規定額が、下表(表1)の該当する区分の額以内であるときは、そのまま規定額（消費税相当額を加算）をお支払いいただきます。

【表１】 （税別、単位：円）

| 区分 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 一般映画 | 212,500※ | 250,000 | 312,500 | 375,000 | 437,500 | 500,000 | 625,000 | 750,000 |
| R指定映画 | 156,250※ | 181,250 | 218,750 | 256,250 | 300,000 | 362,500 | 437,500 | 525,000 |

※スクリーン数が2以下の場合については、区分1の額を2割減じた額とします。

⑶ 前記⑴で算出した規定額が、表1の該当する区分の額を上回るときは、同区分の額（消費税相当額を加算）を使用料としてお支払いいただきます。
ただし、この取扱いは、封切日よりも前に所定の申請書類のご提出がなければ適用できません。

（定義）

１ 区分

表1の1から8までの区分については、算定対象となる映画が、当該映画の封切り時点において上映されるスクリーン数の合計により、次のとおりとします。

| 区分 | 封切り時点のスクリーン数の合計 |
|---|---|
| 1 | 10スクリーンまで |
| 2 | 10スクリーンを超え30スクリーンまで |
| 3 | 30スクリーンを超え100スクリーンまで |
| 4 | 100スクリーンを超え200スクリーンまで |
| 5 | 200スクリーンを超え300スクリーンまで |
| 6 | 300スクリーンを超え500スクリーンまで |
| 7 | 500スクリーンを超え600スクリーンまで |
| 8 | 600スクリーンを超える場合 |

ただし、複数のスクリーンを有するサイトにおけるスクリーン数については、当該映画の字幕版又は吹替版のいずれか一方のみが上映される場合は1サイト「1スクリーン」、字幕版及び吹替版いずれも上映される場合は1サイト「1．5スクリーン」とみなすものとします。

２ 一般映画

R指定映画以外の映画をいいます。

３ R指定映画

一般財団法人映画倫理機構の審査結果が、「18歳未満（15歳未満を含む。）閲覧禁止」となった映画をいいます。

（2023.08）